

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市議会委員会条例の一部改正
(議会事務局) 3
- 亀岡市部設置条例の一部改正
(企画調整課) 3

—— 規 則 ——

- 学校教育法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係規則の整備に関する規
則 (総務課) 4

—— 告 示 ——

- 亀岡市奨学金支給要綱の一部改正
(学校教育課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 6
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 7
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 8
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 8
- 公示送達 (税務課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 10
- 公示送達 (保険医療課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 12

- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 13
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 13
- 学校教育法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係告示の整備に関する告
示 (総務課) 14
- 指定地域密着型サービス事業者の指定
(高齢福祉課) 17
- 市道路線の供用開始に関する告示
(土木管理課) 18
- 公示送達 (税務課) 19
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 19
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 19
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 20

—— 公 告 ——

- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 20
- 農用地利用集積計画の縦覧
(農林振興課) 20
- 亀岡市鳥獣被害防止計画の策定
(農林振興課) 21

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成28年度定期監査結果に対する措
置状況 22
- 平成28年度工事監査 23

○平成28年度定期監査 27
 ○平成27年度財政援助団体等監査 28

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○亀岡市教育委員会基本規則の一部改正 33
 ○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 33

—— 告 示 ——

○亀岡市立小中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正 37
 ○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示 43

—— 訓 令 ——

○亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正 46

—— 教育長訓令 ——

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令 47

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 49

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 妊娠・出産・子育てへと、切れ目ないこどもの未来づくりへの支援体制を強化するとともに、少子化対策をさらに推進するため、健康福祉部等の分掌事務の一部について、再編整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市議会委員会条例の一部を改
正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条
例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「7人」を「8人」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をこ
ここに公布する。

平成29年2月16日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市部設置条例の一部を改正す
る条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項第3号を次のように改め
る。

(3) 定住促進対策に関すること。

第2条健康福祉部の項を次のように改める。

健康福祉部

(1) 社会福祉に関すること。

(2) 高齢者対策及び介護保険に関すること。

(3) 保健衛生及び医療に関すること。

(4) 少子化対策及び子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」に改める。

(亀岡市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市社会体育施設条例施行規則(平成26年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「小学校、中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記第5号様式中

「

(2) 市内の小学校・中学校・高等学校の教育活動及び幼稚園・保育所の保育活動に使用するため

」

を

「

(2) 市内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の教育活動及び幼稚園・保育所の保育活動に使用するため

」

に改める。

告示

亀岡市告示第11号

亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成29年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3号中「別に定める収入基準額に達しない者」を「世帯全員が市・府民税非課税であること。」に改める。

第4条中「全ての者の所得に関する証明書また」を「世帯全員の市・府民税非課税証明書又は」に改める。

別表第3中

「

9月から10月末日まで	12月
-------------	-----

」

を

「

10月から11月末日まで	1月
--------------	----

」

に改める。

別記第1号様式中「世帯全員の所得証明書」を「世帯全員の市・府民税非課税証明書」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

「揭示済」

（ガレリアかめおか条例施行規則の一部改正）
第3条 ガレリアかめおか条例施行規則（平成18年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中「小学校、中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。（亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正）

第4条 亀岡市交流会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「小学校、中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

（亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正）

第5条 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則（平成18年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第8条第1項第1号中「小学校、中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

（亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正）

第6条 亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第3号中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市告示第12号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成28年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1123-75001

1 保 険 者 亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成28年4月1日

3 無効になる日 平成29年2月3日

「揭示済」

亀岡市告示第14号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年2月6日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年2月6日から平成29年2月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
13092	堂ノ前正田線	亀岡市馬路町堂ノ前106番先	3,600.00m	7.00m
		亀岡市千歳町国分正田106番先		13.00m

「揭示済」

亀岡市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年2月15日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成29年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

付議事件

- 1 平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）
- 2 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

「揭示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1111-81006

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成28年4月1日
- 3 無効になる日
平成29年2月9日

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成29年2月9日（木）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 3台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課 電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第18号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成28年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成28年度過1期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成28年度過1期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成28年度過1期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成28年度過1期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成28年度第4期分 市府民税	省略	省略

7	督促状 平成28年度第4期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成28年度第4期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成28年度第4期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成28年12月分 市府民税 (特別徴収)	省略	省略
11	督促状 平成28年度全期分 軽自動車税	省略	省略
12	督促状 平成28年度全期分 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第19号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2106-32008

1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成28年6月27日

3 無効になる日 平成29年2月13日

「揭示済」

亀岡市告示第20号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
7	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第5期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成28年度 第7期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0709-12112

1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成28年4月1日

3 無効になる日 平成29年2月15日

「揭示済」

亀岡市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成29年2月27日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成29年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第23号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年2月20日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年2月20日から平成29年3月6日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
15067	国分新田線	亀岡市千歳町国分一口67番先	290.00m	5.00m
		亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先		11.00m

「揭示済」

亀岡市告示第24号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成29年2月21日

亀岡市長 桂川孝裕

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(亀岡市スポーツ賞表彰規程の一部改正)

第1条 亀岡市スポーツ賞表彰規程(昭和60年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に改める。

(亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱(昭和47年亀岡市告示第18号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式の放課後児童会負担金の項中「小学校」を削る。

(亀岡市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱(昭和52年亀岡市告示第37号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、

中学校及び義務教育学校」に改める。

第2条第1号中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に、「中学校」を「中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)」に改める。

第3条、第5条及び第6条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記第1号様式中「(申請者)亀岡市立学校」を「(申請者)亀岡市立」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市立 学校長様」を「亀岡市立 様」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市通学路標識設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀岡市通学路標識設置事業補助金交付要綱(平成6年亀岡市告示第101号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和48年亀岡市告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条表2中

「

小学生以上の兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)

」を

「

小学生（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）以上の兄、姉を1人
有しており、就園している
場合の最年長者
（第2子）

」に改める。

別記第2号様式中「小学校」を「小学校又は義務教育学校」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園幼児（太線枠内を記入して下さい）				幼稚園記入欄		
氏名	性別	生年月日	区分	入園年月日	入園料 ※ 年度 発生の場合 のみ記入	保育料 (年度 年間)
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
	男・女	年 月 日	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	年 月 日		
幼稚園名				幼稚園		

世帯の状況								
氏名 在園幼児と生計 が同一の者全員 を記入する。 (在園児を除く)	生年月日 (元号)	性別	続柄	※ 下記のいずれか に該当する兄姉に ○印、在学校等の 名称・学年を記入		小学校又は義務 教育学校4年生 以上の兄姉に○ 印を記入	市町村民税 課税額	
				○印	名称・学年		住宅借 入金等 特別税 額控除	所得 割額
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						
	年 月 日	男・女						

- ※① 小学校又は義務教育学校1年生から3年生までである。
 ② 他の幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部に在籍するか又は情緒障害児短期治療施設
 通所部に通っている。
 ③ 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）就学前であって、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利
 用している。

・ 上記のとおり相違ありません。
 ・ 上記の世帯員の市町村民税課税額及び学校等への在籍状況について、亀岡市教育委員会教育総務課が各行政機関等に確認することを承諾します。

保護者	住 所	
	氏 名	㊟

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。
 年 月 日
 (宛先) 亀岡市長
 幼稚園の設置者 ㊟

(亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱の一部改正)

第6条 亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱（平成19年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第11号中「小学校」を「小学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市ファミリーサポート事業実施要綱の一部改正)

第7条 亀岡市ファミリーサポート事業実施要綱（平成15年亀岡市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第1号中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

(亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第8条 亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	対象年齢 小学校就学以上	」	を	「	対象年齢 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）就学以上	」	に改める。
---	-----------------	---	---	---	---------------------------------------	---	-------

(亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱の一部改正)

第9条 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（平成25年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成29年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 介護保険事業所番号
2691600114
- 2 事業所の名称
小規模多機能ホーム 三愛の里うつね
グループホーム 三愛の里うつね
- 3 事業所の所在地
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内48番地
1
- 4 申請者
有限会社 康生会
- 5 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日
平成29年2月22日

「揭示済」

亀岡市告示第26号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年2月22日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年2月22日から平成29年3月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18114	浄法寺西線	亀岡市篠町浄法寺中村26番先	516.21m	3.40m
		亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷26番の2先		7.04m

「揭示済」

亀岡市告示第27号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年2月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 平成28年度
固定資産税・都市計画税 随1期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

名称 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月23日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1111-11016

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成28年4月1日
- 3 無効になる日
平成29年2月23日

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年2月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1908-31051

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成29年2月28日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第11号

平成28年亀岡市公告第54号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成30年4月1日までとする。

平成29年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

土木I（かめおか・未来・チャレンジ方式）
1001 1002

「揭示済」

亀岡市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年2月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第13号

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条の1の規定により亀岡市鳥獣被害防止計画を策定する。

なお、策定した計画は、平成29年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成29年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間 平成29年2月27日から
平成29年3月28日まで

「揭示済」

任免及び辞令

稲原宏充
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

木戸庸介
亀岡市総合計画審議会委員を解嘱します

平成29年2月6日

(各 通) 西口純生
石野善司

小島義秀
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通) 湊泰孝
竹田幸生

奥村泰幸
亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は平成30年5月31日までとします

平成29年2月15日

川勝啓史
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

渡辺裕文
亀岡市総合計画審議会委員を解嘱します

平成29年2月21日

監査委員欄**公表**

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年2月16日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>健康福祉部</p> <p>(2) 子育て支援課</p> <p>休日・一時保育料において、納入通知書に納期限の記載がなかった。</p> <p>地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。</p> <p>納入通知書に納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>納入通知書を発行する場合は、必ず納期限を記載するように改善した。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月23日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

- 1 監査の種類 平成28年度工事監査
- 2 監査の対象 簡拵第4号 簡易水道統合事業 保津・千歳簡易水道送水管整備工事
[上下水道部 水道課]
- 3 監査実施期間 平成28年10月18日から平成29年1月16日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の現地調査を実施した。この監査結果報告は、同協会技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 工事の概要

契約金額	51,694,200円（内消費税 3,829,200円）		
工期	平成28年7月2日～平成29年1月31日		
請負業者	株式会社 三煌産業		
監査執行日	平成28年12月9日		
工事概要	WEET	φ200	L=403.0m
	D1GX(E)	φ200	L=153.3m

6 監査結果

提示された書類及び現場を調査し、疑問点は関係者に質問するとともに、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理・試験・検査等の各段階における技術的事項について調査した。

本調査時点における進捗状況は、出来高78%（平成28年11月末現在）で本工事が進行中であった。

現地調査においては、工事のほとんどが施工完了しており、施工中の状態は確認できなかったが、現場施工状況については整然とした整理がなされ、良好な管理が行われており、特に指摘すべき問題点はなかった。

書類調査においては、次の事項以外はほぼ良好に作成されていた。

設計書、設計図、特記仕様書間で整合性のない箇所が見受けられた。これら相互間の照査を十分に行い不都合のないようにすべきである。また、設計書、設計図、特記仕様書各々についてもその内部に整合性のない箇所が見受けられた。照査方法の規定を作るなど、個人差の出にくい確実な照査体制をつくることにより、確実な照査を行うことが望まれる。特記仕様書は、標準のパターンを決め、施工内容を詳細に記入することが必要である。

なお、個々の調査結果について気付いた点は、各項目に示した。

(1) 書類調査の結果

ア 事業目的、背景等について

亀岡市水道事業では、市内にある5箇所の簡易水道と上水道の統合に向け、施設の統廃合に伴う施設整備や老朽化した水道管の更新など、統合後の経営効率化を図るための工事を各簡易水道で実施している。当該工事はその一環として保津簡易水道と千歳簡易水道が共同で実施している。

これまで保津簡易水道と千歳簡易水道はそれぞれの地域内に独自の水源を保有してきたが、統合後は上水道の浄水場から浄水の供給を受けることにより、水源の維持管理コストを削減する計画となっている。

この工事は、上水道の区域から保津簡易水道と千歳簡易水道の区域に浄水を届けるための送水管を整備するもので、平

成27年度に詳細設計を行い、平成28年度中の完成を目指している。なお、この工事で整備する送水管は、上水道と簡易水道の統合にあわせて平成30年4月に供用開始する予定である。

イ 設計について

設計変更の主な理由は、本工事で布設する送水管の大部分を設置する保津橋において、本工事発注後に本橋の管理者である京都府による保津橋の橋梁維持修繕工事が発注実施され、本工事との競合を避けるため工事期間の延期を行った。なお、請負金額の変更はない。

ウ 工事コスト縮減、環境対策等について

工事コストのみならず、維持管理コスト等のライフサイクルコストについて検討し、使用送水管材料を決定されており、コスト縮減について積極的に対応され、良好であった。

環境対策としては、低公害型重機の使用、再資源化可能な部材の採用等にも取り組んでおり、良好であった。

エ 設計図書、特記仕様書等について

設計図書については、おおむね良好であったが、次の事項について留意されたい。

- ・設計図は、位置図の不明瞭な箇所、送水管縦断面図が無いこと、凡例の不足、施工範囲の説明不足な箇所、別途工事施工範囲の不明記箇所等が見受けられた。
- ・設計書は、使用機器の仕様（材質・内面仕上げ等）不記載のもの、単価等採用根拠不記載のもの、見積書・見積一覧表・建設物価等単価整理表等の整理の不備なものが見受けられた。
- ・特記仕様書は、本工事の目的、施工内容、機器材料仕様等の記載に不備なも

のがあった。特に電気計装設備については、施工する内容の明確な記載が無いものがあった。

- ・設計図、設計書、特記仕様書相互の整合を欠くものが見受けられた。

上記のいずれにおいても、照査を十分に行えば防げるものである。このため照査のやり方についても規定するなど、確実な設計図書を作成を行うことができるようにすべきである。また、特記仕様書の書き方については、全般的に内容を整理し、設計図・設計書と整合した内容を詳細に記入することが必要であり検討すべきである。

オ 積算等について

積算等については、国土交通省土木工事積算基準、全国簡易水道協議会水道事業実務必携の積算基準、歩掛表、京都府土木工事単価資料、建設物価、積算資料等により行い、これらに無いものは3者見積もりを徴収し、最低価格を積算価格としており、特に指摘すべき問題点はない。

カ 入札、契約関係等について

(ア) 入札について

請負業者は通常型指名競争入札により決定されていた。応募14者により入札が行われた。入札説明請求は1者から3件あり、説明を行った。入札は1回で落札されており、特に指摘すべき問題点はない。

(イ) 前払金について

平成28年7月28日に20,670,000円を支出しており、前払金保証証券は西日本建設業保証株式会社と契約しており、問題はない。

(ウ) 履行保証について

請負業者から保証金の納入があったので、問題はない。

(エ) 工事保険等の加入状況について

請負業者は労働災害保険として朝日海上火災の建設業者団体損害総合保険に加入しており、問題はない。

(オ) 建設業退職金共済制度について

請負業者は、建設業退職金共済制度に加入し、証紙が購入されており、問題はない。

キ 施工管理、品質管理、施工監理（監督）等について

各種書類を調査したが、現段階においては良好であった。

(ア) 施工計画書について

工事概要、計画工程表、現場組織表等各項目について記述されていたが、全体的に詳細な記述が無い箇所が見受けられ、ページ、見出しも無かった。内容についても、具体的かつ詳細に記入することが望まれる。特に施工方法では、WEETA管の施工方法の説明が簡単すぎるため、詳細な施工方法の資料を添付する必要がある。また、現場組織表に下請業者の記載が無かったため、追記をすることが必要である。現場における掲示には下請業者も記入されており、適切であった。写真撮影計画書は、撮影方法を示す図面しかなく、撮影の時期、方法、内容、整理等の追記が必要である。

(イ) 工程管理について

全体と月間の実施工程表を確認したが、工程管理曲線も併記されており、明確な工程管理がなされ適切であった。

(ウ) 出来形管理について

施工済みの箇所について、出来形管理表が作成され、設計値と実測値を対

比して記録され適切であった。

(エ) 品質管理について

使用材料、機器類の承諾願いが関係書類とともに整備されており、適切に承諾手続きが行われていた。

承諾された機器・材料について、監督員による納入品の検査がなされ、適切であった。

(オ) 写真管理について

工事記録写真はまだ整理されておらず、確認できなかった。

(カ) 廃棄物処理計画について

本工事では、コンクリートガラ、アスファルトガラ等の廃棄物の発生が予定されており、これらの廃棄物処理計画書を確認し、適切であった。

(キ) 安全管理について

安全教育、安全訓練、安全巡回、安全工程打合せ、KY（危機予知）ミーティング、作業中の指導が定期的に実施され、記録を確認したので安全管理は適切であった。

(2) 現場調査の結果

ア 工事施工状況について

本工事で布設する送水管の大部分を設置する保津橋において、本工事発注後に本橋の管理者である京都府による保津橋の橋梁維持修繕工事が発注実施され、本工事施工場所の橋梁内での工事であるため、本工事との競合を避けるため工事期間の延長を行った。変更後の進捗は平成28年11月末現在で計画出来高64.0%に対して、実施出来高78.0%で、設計変更後（工期変更後）は余裕をもって進捗していた。

主な工事である道路や橋梁内送水管（WEETAφ200、DIGXφ200）布設工事はほぼ完了していた。現場は整然

と整理されていて良好な管理が行われており、特に指摘すべき問題点はなく適切であった。

イ 安全管理について

日常の安全管理は良好であり、特に問題はなく、適切であった。

ウ 工事標識類について

道路に面した見やすい場所に、建設業の許可票、労災保険成立票、施工体系図、緊急連絡表、建退共加入票、下請の建設業の許可票等の標識類が1箇所にとめて掲示されており、適切であった。

エ 連絡先の表示について

道路に面した見やすい場所に、第三者が連絡できるよう発注者、施工者の名称及び電話番号が表示されており、適切であった。

オ 現場用書類について

建設業退職金共済関連書類、道路使用許可申請書を確認し、適切であった。

以上が工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

市内にある5箇所の簡易水道と上水道の統合については、第4次総合計画及び水道ビジョンにも掲げ取り組んでいる事業であり、国の方針に基づく1事業者1水道をめざし、市民への安全安心な水道を供給するため上水道へ統合を実施するものである。

今後においても、市民の期待に応えられる社会基盤整備に向け、安定した飲料水の確保を図るため、環境や安全管理に留意した公共工事を実施されることを期待する。

「掲示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類

平成28年度定期監査

2 監査の期間

平成28年11月16日から

平成29年2月27日まで

3 監査対象課等

産業観光部

(ものづくり産業課、観光戦略課、農林振興課、農地整備課)

農業委員会事務局

4 監査の対象

監査対象課等における平成28年度の財務に関する事務の執行について

5 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等からの説明の聴取により実施した。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により

指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 産業観光部

以下の各課における平成28年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア ものづくり産業課

特に指摘する事項はなかった。

イ 観光戦略課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 農林振興課

特に指摘する事項はなかった。

エ 農地整備課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 農業委員会事務局

平成28年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が、産業観光部等における平成28年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類 平成27年度財政援助団体等監査

2 監査の対象及び範囲

一般社団法人亀岡市観光協会及び公益財団法人亀岡市農業公社の次の財政援助に係る出納その他の事務並びに産業観光部観光戦略課及び農林振興課の同財政援助に係る事務の執行について

(1) 一般社団法人亀岡市観光協会

平成27年度亀岡市観光協会運営補助金 20,250,000円

平成27年度亀岡市観光協会宣伝事業等補助金 5,000,000円

平成27年度亀岡市観光協会事務所等維持管理補助金 2,021,000円

(2) 公益財団法人亀岡市農業公社

平成27年度亀岡市農業振興助成金(炭素埋設農法支援事業) 1,246,890円

平成27年度亀岡市農業振興助成金(安全・安心のエコ農業推進事業(本市推奨優良畜産堆肥支援)) 1,499,200円

平成27年度亀岡市農業公園指定管理料 5,862,857円

3 監査の期間 平成28年11月16日から平成29年2月27日まで

4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体等の概要(一般社団法人亀岡市観光協会)

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

一般社団法人亀岡市観光協会(以下「観光協会」という。)は、観光事業の健全な発展を図り、亀岡市の産業振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として、次の事業を推進している。

○観光地及び物産の宣伝紹介事業

○観光施設の整備拡充事業

- 観光資源の開発拡充事業
- 観光事業に関する調査、研究、指導事業
- 観光案内所の運営事業
- 旅行業法に基づく旅行業
- 観光事業を行う機関、並びに団体との連絡協調事業
- その他当法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（平成28年3月31日現在）

- 役員
 - 理事 36人
(うち会長1人、副会長4人)
 - 監事 2人
 - 顧問 8人
 - 参与 1人
- 事務局
 - 事務局長 1人
 - 事務局次長 2人
 - 主事 2人
 - 嘱託職員 2人
 - 臨時職員 4人
 - 臨時作業員 6人
- 会員 237人

(2) 補助金の概要

平成27年度に亀岡市から観光協会へ交付された補助金総額は30,386,000円で、うち今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金	補助内容
亀岡市観光協会運営費補助金	21,085,138	20,250,000	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給料 ・諸手当 ・福利厚生費 ・賃金
亀岡市観光協会事務所維持管理補助金	6,898,925	2,021,000	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・使用料及び委託料
亀岡市観光協会宣伝事業等補助金	12,120,356	5,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・観光宣伝費 ・環境整備費 ・観光推進費

6 監査の結果（観光協会）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 観光協会に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- ア 補助金交付に係る請求書において、請求日が誤って記載されているものがあった。
決裁等の過程において十分な確認をされたい。
- イ 会計処理において、会計責任者等責任体制が明確でなかった。
責任体制を明確にし、適正な事務処理に努められたい。

(2) 産業観光部観光戦略課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- ア 補助金交付に係る請求書において、請求日が誤って記載されているものがあった。
請求書を受領する際に十分な確認を行われたい。
- イ 会計処理において、会計責任者等責任体制が明確にされていなかった。
責任体制を明確にするよう指導することにより改善されたい。

7 団体等の概要（公益財団法人亀岡市農業公社）

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市農業公社（以下「農業公社」という。）は、農畜産業を取り巻く厳しい環境に対応するため、畜産公害の発生防止等による地球環境の保全や耕畜連携の循環型農業の推進、また、亀岡市農業公園における潤いのある緑のまちづくりや若い担い手の育成を図るとともに女性や高齢者などの多様な担い手の意欲を大切にした新規就農を支援するなど、地域農業の確立を促進するため次の事業を推進している。

○堆肥事業

- ・畜産堆肥の製造に関する業務
- ・堆肥散布作業の受託に関する業務
- ・農産物及び農業用資材に関する業務
- ・亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備等の維持管理に関する業務
- ・その他堆肥事業に必要な業務

○公園事業

- ・体験農園等に関する業務
- ・農業公園の管理に関する業務
- ・その他公園事業に必要な業務

○リサイクル事業

- ・動植物性残さの受け入れ及び堆肥化に関する業務
- ・その他リサイクル事業に必要な業務

○その他公社の目的を達成するために必要な事業

イ 組織等（平成28年3月31日現在）

○役員	理事	8人
	（うち理事長 1人、副理事長 2人、常務理事 1人）	
	監事	2人
	評議員	6人
○事務局	事務局長	1人（常務理事兼務）
	総務課主査	1人
	事業課作業員	1人
	事業課臨時作業員	2人

(2) 補助金の概要

平成27年度に亀岡市から農業公社へ交付された補助金は総額2,746,090円で、今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

（単位：円）

項目	事業費	補助金	補助内容
亀岡市農業振興助成金（炭素埋設農法支援事業）	2,647,890	1,246,890	京都炭素推進委員会の会員である市内農業者に販売した炭堆肥に対する助成
亀岡市農業振興助成金（安全・安心のエコ農業推進事業（本市推奨優良畜産堆肥支援））	4,735,100	1,499,200	40リットル袋詰めのみくら有機の販売に対する助成

(3) 指定管理料の概要

平成27年度に亀岡市から農業公社へ支払われた亀岡市農業公園指定管理料は5,862,857円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、管理費（光熱水費、委託費、資材購入費等）などとなっている。

8 監査の結果（農業公社）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 農業公社に対する監査の結果

ア 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

（ア）補助金の交付申請等において、理事長公印を使用した文書の伺書公印欄に事務局長の私印の押印及び押印日の記入が漏れているものがあった。

文書規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 補助金の入金等において、入金伝票が発行されていないものがあった。

会計規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 農業公園の使用許可において、使用の申請書に誓約書が添付されていないものがあった。

また、使用許可書が申請者に交付されていないものがあった。

亀岡市農業公園条例施行規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 休日勤務手当の支給において、職員給与規程に休日勤務手当を規定する条項がなかった。

休日勤務手当の規定に基づく支給となるよう職員給与規程の見直しをされたい。

(ウ) 給与の支給において、通勤届等の証拠書類がないものがあった。

会計規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(2) 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 農業公園の使用許可において、使用の申請書に誓約書が添付されていないものがあった。

また、使用許可書が申請者に交付されていないものがあった。

亀岡市農業公園条例施行規則に基づき、適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。

イ 休日勤務手当の支給において、職員給与規程に休日勤務手当を規定する条項がなかった。

休日勤務手当の規定に基づく支給となるよう職員給与規程の見直しを指導し、改善されたい。

ウ 指定管理の業務において、検査調書が作成されていなかった。

財務規則に基づき、適正な事務処理となるよう改善されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会基本規則の一部
を改正する規則

亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「亀岡市立川東小学校」を削り、同条第2号中「亀岡市立高田中学校」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 義務教育学校

亀岡市立亀岡川東学園

第22条を次のように改める。

公印の保管及び使用の責任、公印台帳、公印の調整及び廃棄処分、公印の押印、印影の印刷並びに電子計算組織による公印については、亀岡市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、亀岡市教育委員会基本規則第19条の改正規定

は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第2号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

（亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第1条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2学校教育課の項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（亀岡市立小学校及び中学校の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市立小学校及び中学校の職員の職の設置に関する規則（平成2年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の設置に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則(昭和47年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の勤務時間等に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第4条 亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成14年亀岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 亀岡市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第9条の2中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第10条第4項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表に次のように加える。

義務教育学校における校務を分担する組織

教務部	教育計画の立案その他教務に関する事項
学年部	該当学年の教育活動に関する事項
保健部	学校における保健に関する事項
生徒指導部	生徒指導に関する事項
進路指導部	生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項

(亀岡市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則の一部改正)

第6条 亀岡市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則(昭和57年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教材の取扱いに関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部改正)

第7条 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則(昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表中

「

川東小学校	馬路町・千歳町・旭町・河原林町の全域	高田中学校
-------	--------------------	-------

」

を

「

義務教育学校名	区域
亀岡川東学園	馬路町・千歳町・旭町・河原林町の全域

」

に改める。

(亀岡市就学援助規則の一部改正)

第8条 亀岡市就学援助規則(平成19年亀岡市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校に在学する児童若しくは亀岡市立中学校又は」を「小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒並びに」に改める。

第3条第1項第1号中「第1学年の児童及び生徒」を「小学校、中学校及び義務教育学校第1学年の児童生徒並びに義務教育学校第7学年の生徒」に改める。

別記第1号様式中

「

在籍小中学校名
学校
学校
学校
学校

を

「

学校名

に、

」

」

「

※注意：小学校及び中学校それぞれにお子様が進学されている場合は、それぞれの学校に認定申請が必要です。学年は 年4月1日現在で記入してください。小学校新1年生のお子様は入学以降4月に学校から指定された期日までに別途認定申請をしてください。

」

を

「

※注意：亀岡市立学校にお子様が進学されている場合は、それぞれの学校に認定申請が必要です。学年は 年4月1日現在で記入してください。小学校及び義務教育学校新1年生のお子様は入学以降4月に学校から指定された期日までに別途認定申請をしてください。

」

に改め、同様式裏面第5項を次のように改める。

5 所得証明書を添付していただく場合で、小学校、中学校及び義務教育学校のいずれかに兄弟姉妹が複数人就学している場合は、小学校に原本を提出し、中学校には写しを添付してください。義務教育学校においては、低学年に添付してください。

(亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則の一部改正)

第9条 亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則(昭和62年亀岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市立幼稚園園則の一部改正)

第10条 亀岡市立幼稚園園則(昭和40年亀岡市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第19条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に、「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第11条 亀岡市立学校給食センター条例施行規則(昭和54年亀岡市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」に改める。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則(平成21年亀岡市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

「
川東小学校放課後児童会 を
」

「
亀岡川東学園放課後児童会 に改める。
」

別記第1号様式中

「
学 年
小学校 を
年生
」

「
学校名・学年
年生 に改める。
」

別記第2号様式中

「
小学校放課後児童会 を
」

「
放課後児童会 に
」

改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「小学校」を削る。

(亀岡市文化資料館条例施行規則の一部改正)

第13条 亀岡市文化資料館条例施行規則(昭和60年亀岡市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部改正)

第14条 亀岡市野外活動施設条例施行規則
(平成18年亀岡市教育委員会規則第2号)

の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「小学校、中学校」
を「小学校、中学校、義務教育学校」に改め
る。

別記第5号様式中「小・中」の次に「・義
務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

告 示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市立小中学校ハラスメントの防止に関す
る要綱(平成11年亀岡市教育委員会告示第3
号)の一部を次のように改正する。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

第1条中「セクシュアル・ハラスメント」の
次に「、妊娠、出産、育児又は介護に関するハ
ラスメント」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる
用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメ
ント、妊娠、出産、育児又は介護に関する
ハラスメント及びパワー・ハラスメントの
総称
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の教職
員及び児童生徒を不快にさせる性的な言動
(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、
性別により役割を分担すべきとする意識又
は性的指向若しくは性自認に関する偏見に
基づく言動を含む。)をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラ
スメント
ア 教職員が妊娠等をしたこと(妊娠した
こと、出産したこと又は妊娠若しくは出
産に起因する症状(つわり、妊娠悪阻、
切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又

は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。)により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。)に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。

イ 教職員の制度等の利用(別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。)に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。

(4) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正な範囲を超えて、他の教職員や児童生徒に対し精神的・肉体的苦痛を与える言動をいう。

(5) ハラスメントへの対応 ハラスメントに対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。

(6) ハラスメントに起因する問題

ア ハラスメントのため教職員の勤務環境が害され、又は児童生徒の学習環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。

イ 教職員が妊娠等をしたこと又は制度等の利用の請求等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより勤務条件につき不利益を受けることを示唆されることをいう。

ウ 教職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されることをいう。

エ 教職員が妊娠等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、当該教職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度に繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動を受けること、業務に従事

させられないこと又は専ら雑務に従事させられることをいう。

(7) 勤務・学習環境が害されること 教職員や児童生徒が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等公務能率が損なわれ、あるいは学校にいることや学校に行くことに苦痛を感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれることをいう。

(8) 勤務条件につき不利益を受けること 昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受けることをいう。

第3条第1項中「能率」を「能力」に改める。

第4条第1項第1号中「別表第1」を「別表第2」に改め、同項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項第3号中「ハラスメントを受けた場合」を「自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合は」に、「別表第3」を「別表第4」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同条第2項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

第6条第2項中「人事院指針(平成10年人事院規則10-10、セクシュアル・ハラスメントの防止等)」を「人事院指針(平成10年人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)及び平成28年人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等))」に改める。

別表第4中

「

<p>信頼できる人に相談すること。</p>	<p>まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法が考えられる。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について、記録しておくことが望ましい。</p>
-----------------------	--

」

を

「

<p>信頼できる人に相談すること。</p>	<p>まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法が考えられる。 なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について、記録しておくことが望ましい。</p>
<p>ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適切に対応すること。</p>	<p>ハラスメントを認知した場合、教職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。 報告を受けた管理職は、事実関係の把握に努めるとともに、関係者から事情を聴くなど、適切に対応することが必要である。</p>

」

に改め、同表を別表第5とする。

別表第3を別表第4とする。

別表第2中

「

<p>学校からハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。</p> <p>(1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。</p>	<p>ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。</p>
--	---

<p>(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。</p>	<p>被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。</p>
---	---

を
「

<p>学校からハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。</p> <p>(1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。</p> <p>(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。</p>	<p>ハラスメントを契機として、勤務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。</p> <p>被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。</p>
<p>部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないよう十分注意すること。</p> <p>また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から、生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけることが重要である。</p>	

に改め、同表を別表第3とする。

別表第1を次のように改める。

認識事項	具体的内容
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人格を尊重しあうこと。 ・相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。 ・異性を劣った性として見る意識をなくすこと。 ・お互いを大切なパートナーであるという意識を持つこと。
心構え	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。 児童生徒など教職員がその職務に従事する際に接することとなる教職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。 2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。 例えば、対教職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、教職員が他の教職員あるいは児童生徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所及び時間にかかわらず注意することが必要である。 3 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 親しさを表すつもりでの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。 (2) 不快に感じるか否かは個人差があること。 (3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。 (4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。 4 教職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（他の教職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該教職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識すること。 5 業務と関係ない、あるいは業務や指導などの適正な範囲を超えた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周辺のを投げたり蹴ったりしたり、大声で激しく注意したり、私的なことを命じたり、無視したりすることなどは、パワー・ハラスメントに当たる場合があること。 (2) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にされた指導ができているかという観点から、教職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。 6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、以下のような言動も許されないことを認識すること。

	<p>(1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。</p> <p>(2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。</p> <p>(3) セクシュアル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。（これには該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。）</p> <p>(4) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行うこと。</p> <p>(5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中したり、肉体的、精神的負荷を与えること。</p> <p>7 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。</p> <p>8 ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。 ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。</p>
--	--

別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇
育児に関する制度又は措置の利用	育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤

別記様式中「相談者氏名」を「相談員氏名」に、「相談者の対応」を「相談員の対応」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会告示第2号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示

(亀岡市立小中学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部改正)

第1条 亀岡市立小中学校ハラスメントの防止に関する要綱(平成11年亀岡市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立学校ハラスメントの防止に関する要綱

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立小学校及び中学校児童生徒の就学に関する事務処理規程の一部改正)

第2条 亀岡市立小学校及び中学校児童生徒の就学に関する事務処理規程(平成14年亀岡市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程

第5条第1項中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「小学校6年生及び中学校3年生」を「小学校6年生及び中学校3年生並びに義務教育学校6年生及び9年生」に改め、同項第2号中「小学校3年生」を「小学校3年生及び義務教育学校3年生」に改める。

第6条第1項中「小学校又は中学校(以下「市立小中学校」という。)」を「小学校、中学校又は義務教育学校(以下「市立学校」という。)」に、「市立小中学校」を「市立学校」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条の見出し中「小中学校」を「学校」に改め、同条第1項中「小中学校」を「学校」に、「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

様
保護者 様

亀岡市教育委員会 印

年度入学期日及び学校指定通知書

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、下記のとおり入学に関する通知をいたします。

記

	通知書番号	
学齢児童生徒氏名		
生 年 月 日	年 月 日	性 別
指 定 学 校		
入 学 期 日	年 月 日	
備 考		

《留意事項》

- 1 入学式の日時及び就学準備等については、当該学校長からお知らせします。
- 2 入学式の当日は、本通知書と上履きを御持参のうえ、お子様と一緒に御出席ください。
- 3 指定しました亀岡市立小・中・義務教育学校以外の学校に就学される場合は、その学校の入学許可証（承諾書）と本通知書・印鑑を御持参のうえ、亀岡市教育委員会に届け出をしてください。
- 4 住所を変更された場合や本通知書に誤りがある場合は、亀岡市教育委員会まで御連絡ください。
- 5 本通知書により指定しました学校について、「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規定」第5条に基づき、相当な理由があると認定される場合は、保護者からの申し立てにより変更することができます。指定学校変更の希望がある場合は、本通知を受領後、速やかに亀岡市教育委員会へお申し出ください。

（指定学校の変更が認められる場合）

- (1) 入学後1学期中に他の校区に転居することが確実であるために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
（転居予定先の売買や賃貸借の契約書など、事実が確認できる書類が必要です）
- (2) 長期にわたる疾病のため、通院中に児童生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
- (3) 特別支援学級への入級該当児童生徒で、指定学校に特別支援学級がない場合
- (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

別記第5号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「（宛先）亀岡市教育委員会」に改め、「小・中学校」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「（宛先）亀岡市教育委員会」に、「亀岡市立小・中学校」を「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校」に、

「

指定学校	亀岡市立	小・中学校（第 学年）
------	------	-------------

」を

「

指定学校	亀岡市立	（第 学年）
------	------	--------

」に改める。

別記第8号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会」に改め、「小・中学校」を削り、「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

別記第11号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会」に、「亀岡市立の小・中学校」を「亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に、

「

亀岡市立	小・中学校 (第 学年)
立	小・中学校 (第 学年)

」を

「

亀岡市立	(第 学年)
立	(第 学年)

」に改める。

別記第12号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会」に、

「

年 月 日生 (小・中学校第 学年)

」を

「

年 月 日生 (第 学年)

」に、

「

小・中学校	亀岡市立	小・中学校
-------	------	-------

」を

「

	亀岡市立
--	------

」に、

「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

別記第16号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会」に、「亀岡市立小・中学校」を「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校」に、

「

亀岡市立	小・中学校 (第 学年)
立	小・中学校 (第 学年)

」を

「

亀岡市立	(第 学年)
立	(第 学年)

」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「小・中学校」を削る。

別記第19号様式中「小・中学校・」を削る。

(亀岡市就学指導委員会規程の一部改正)

第3条 亀岡市就学指導委員会規程(昭和53年亀岡市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「小・中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立小学校の通学路に関する要綱の一部改正)

第4条 亀岡市立小学校の通学路に関する要綱(昭和58年亀岡市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「亀岡市立幼稚園及び亀岡市立中学校」を「亀岡市立幼稚園、亀岡市立中学校及び亀岡市立義務教育学校」に改める。

別記様式中「亀岡市教育委員会教育長様」を「(宛先)亀岡市教育委員会教育長」に改める。

(亀岡市学社連携推進委員会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市学社連携推進委員会設置要綱(平成4年亀岡市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「小・中学校」を「小・中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施する。

「揭示済」

訓 令

亀岡市教育委員会訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程(平成28年亀岡市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程
第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会教育長訓令の整備に関する訓令

(学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部改正)

第1条 学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程(平成8年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程(平成28年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程
第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、

中学校及び義務教育学校」に改める。

(小学校及び中学校の校長に対する事務委任規程の一部改正)

第3条 小学校及び中学校の校長に対する事務委任規程(昭和57年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程(平成26年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部改正)

第6条 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領(平成19年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領第2条第1号及び第8条第2項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「亀岡市立 学校長様」を「(宛先) 亀岡市立 学校長」に改める。

(教材の取扱いに関する規程の一部改正)

第7条 教材の取扱いに関する規程(昭和57年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小・中学校」を「小・中学校及び義務教育学校」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「亀岡市教育委員会(教育長)様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会教育長」に、「小・中学校」を「小・中学校及び義務教育学校」に改める。

(へき地学校等スクールバス運行規程の一部改正)

第8条 へき地学校等スクールバス運行規程(平成23年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

平成29年3月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成29年2月28日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 縦覧の期間 平成29年3月3日から
同月7日

「揭示済」